令和７年度補助基準額（改正後）

１　基準額の算出

基準額 ＝（基準額Ａの合計×調整率別表４※）＋ 基準額Ｂ ＋ 基準額Ｃの合計

２　基準額

(1) 基準額概要

区分	基準額Ａ				基準額Ｂ		基準額Ｃ	
	課程ごとの基準額(円)	生徒一人当りの基準額(円)	専任教員増員の分	事務職員の分(円)(注)	新任看護教員研修事業(一人当り)の分(円)	教員養成講習会参加促進事業(一人当り)の分(円)	卒業者数一人あたりの基準額（円）	
3年課程全日制	17,751,000	16,000	下記(2)参照	536,000	340,000	147,000	16,000	下記(3)参照
3年課程定時制	13,313,000	16,000		402,000	340,000	147,000	16,000	
2年課程全日制	15,265,000	18,000		536,000	340,000	147,000	18,000	
2年課程定時制	11,449,000	18,000		402,000	340,000	147,000	18,000	

(2) 専任教員の分

○　専任教員増員の分について
　総定員が一定数（３年課程(全・定)・２年課程(定)は１２０人、２年課程(全)は８０人）を超える養成所において専任教員分として定員３０人増すごとに加算するもので、次の計算により求める。
　※総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。
　※枠線部分の小数点以下は切り下げるものとする。

３年課程全日制	（総定員－１２０人）÷ ３０人	×２，０６１千円
３年課程定時制	（総定員－１２０人）÷ ３０人	×１，５４６千円
２年課程全日制	（総定員－ ８０人）÷ ３０人	×２，０６１千円
２年課程定時制	（総定員－１２０人）÷ ３０人	×１，５４６千円

（注）　事務職員の分について
　事務職員は、１学年定員８０人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に２人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。

(3) 基準額Ｃ

○　例：卒業者80人で県内就業率が90%以上94.9%以下の場合

卒業生数一人あたりの基準額		卒業者数（当該年度）（最終学年）		調整率別表４（全学年の定員数）		調整率別表７（県内就業率）		
16,000円	×	80人	×	0.92	×	1.2	＝	1,413,120円

３　調整率

(1) 調整率別表４（全学年の定員数を基準とした制度的な調整率）

看護師等養成所の定員数	調整率
定員１８１人以上	0.92
定員１６１人以上１８０人以下	0.94
定員１２１人以上１６０人以下	1.00
定員８１人以上１２０人以下	1.02
定員８０人以下	1.04

（注）生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

(2) 調整率別表７（県内就業率：過去３年間の平均）

県内就業率（過去３年間の平均）	調整率
100パーセント	1.4
95パーセント以上99.9パーセント以下	1.3
90パーセント以上94.9パーセント以下	1.2
50パーセント以上89.9パーセント以下	0.0
49.9パーセント以下	▲1.0

（注）県内就業率（過去３年間の平均）は、過去３年間の卒業者で当該養成課程に対応する資格の看護職員として就業した者の合計のうち、県内において就業した者の合計の割合（小数点以下第２位を四捨五入）をいう。
（注２）過去３年間の卒業者がない場合は調整率を0.0とする。